

民間による患者等搬送事業に対する指導及び認定に関する要綱

(全部改正 平成29年3月31日発消救第64号)

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、京都市消防局救急規程第34条に基づく、民間による患者等搬送事業に対する指導及び認定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 患者等 要介護者、身体障害者、傷病者等をいう。
- (2) 患者等搬送業務 患者等を搬送するために必要である特別な構造又は設備を有する自動車（以下「患者等搬送用自動車」という。）を使用し、患者等を搬送する業務をいう。
- (3) 患者等搬送事業者 患者等搬送業務を行う事業所の経営者又は管理責任者をいう。
- (4) 認定事業者 第5条による認定を受けた患者等搬送事業者をいう。
- (5) 乗務員 患者等搬送用自動車等に乗務し、患者等搬送業務に従事する者をいう。
- (6) 患者等搬送用自動車（車椅子専用） 患者等搬送用自動車のうち、車椅子のみを固定できる自動車をいう。

第2章 患者等搬送事業の指導

(患者等搬送事業の基本原則)

第3条 患者等搬送事業者が遵守しなければならない基本原則は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 患者等搬送事業者は、事業の社会的責任を十分に自覚し、関連法規を遵守すること。
- (2) 患者等搬送事業者は、生命の危険又は症状の悪化が予測され、緊急に医療機関その他の場所へ搬送しなければならないと認められる患者等は、搬送の対象としないこと。
- (3) 患者等搬送事業者は、患者等からの要請に対する適正な処理及び患者等の搬送技能の向上に努めること。

(指導基準)

第4条 消防局長（以下「局長」という。）は、患者等搬送事業者に対し、次に掲げる事項について必要な指導を行うものとする。

- (1) 緊急に医療機関へ搬送する必要がある場合の消防機関への通報に関すること。
- (2) 救急隊が現場に到着するまでの間又は患者等搬送事業者が患者等を医療機関に収容するまでの間における応急手当に関すること。
- (3) 乗務員の要件、服装及び講習に関すること。

- (4) 乗務体制に関すること。
 - (5) 患者等搬送用自動車の構造、装備、外観及び積載資器材に関すること。
 - (6) 患者等搬送用自動車及び積載資器材の消毒に関すること。
 - (7) 乗務員及び患者等搬送用自動車の安全及び衛生管理に関すること。
- 2 患者等搬送用自動車の積載資器材については、別表第1に掲げるとおりとする。
 - 3 患者等搬送用自動車及び積載資器材の消毒は、別表第2に基づき行うものとする。

第3章 認定基準

(認定)

第5条 局長は、別表第3の認定基準に適合する患者等搬送事業者に対し、別表第4の遵守義務を履行することを条件に、患者等搬送に適合する事業者として認定することができる。

(認定対象となる患者等搬送事業者)

第6条 認定の対象となる患者等搬送事業者は、道路運送法に定める次に掲げる者とする。

- (1) 一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けた者
- (2) 一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けた者
- (3) 特定旅客自動車運送事業の許可を受けた者
- (4) 自家用有償旅客運送の登録を受けた者

(認定の申請)

第7条 認定を受けようとする患者等搬送事業者は、患者等搬送事業認定・更新申請書（第1号様式）に、乗務員名簿（第2号様式）、患者等搬送用自動車届（第3号様式）及び前条の認定対象となる患者等搬送事業者であることを証明する事業免許等の写しを添えて、局長に申請するものとする。

(認定の審査)

第8条 局長は、認定の申請を受理したときは、認定審査基準表（別表第5）により審査を行い、各審査項目の判定が全て適である場合において、認定を決定するものとする。

- 2 局長は、認定の審査のため必要があると認めるときは、事業者に対して積載資器材、乗務員の資格その他必要な事項を患者等搬送事業者の所在地において調査するものとする。

(認定証等の交付等)

第9条 局長は、審査結果について、患者等搬送事業者認定・不認定結果通知書（第4号様式）により、患者等搬送事業者に通知するものとする。

- 2 局長は、前項に規定する通知をしたときは、次に掲げる認定証又は認定マーク（以下「認定証等」という。）を交付するものとする。

- (1) 認定証（第5号様式）

- (2) 認定証（車椅子専用）（第 6 号様式）
- (3) 患者等搬送事業者認定マーク（第 7 号様式）
- (4) 患者等搬送事業者認定マーク（車椅子専用）（第 8 号様式）
- (5) 患者等搬送用自動車認定マーク（第 9 号様式）
- (6) 患者等搬送用自動車認定マーク（車椅子専用）（第 10 号様式）

3 局長は、第 2 項の規定により、認定証等を交付したときは、認定事業者台帳（第 11 号様式）を作成するものとする。この場合において、次の各号のいずれかに該当する事項を認めたときは、その内容を記録するものとする。

- (1) 認定証（認定証（車椅子専用）を含む。以下同じ。）の更新を行ったとき。
- (2) 認定証等の再交付を行ったとき。
- (3) 認定内容等に変更があったとき。
- (4) 認定を取消したとき。
- (5) 認定が失効したとき。

（認定証の有効期限）

第 10 条 認定証の有効期限は、認定日から起算して 5 年とする。

（認定証の更新）

第 11 条 認定証の更新を受けようとする者は、当該認定証の有効期限の満了する日の 7 日前までの間に、第 7 条に規定する申請書により、局長に申請するものとする。

2 認定証の更新の審査及び結果の通知並びに更新後の認定証の有効期限については、第 8 条から第 10 条までの規定を準用する。

（認定証の再交付）

第 12 条 認定事業者は、認定証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、患者等搬送事業者認定証再交付申請書（第 12 号様式）により、局長に認定証の再交付を申請するものとする。

2 局長は、前項に規定する申請があったときは、申請書の内容を審査のうえ、認定証を認定事業者に再交付するものとする。

（業務内容等の変更）

第 13 条 認定事業者は、業務内容等に変更があった場合、第 7 条に規定する申請書により、局長に申請するものとする。

2 前項に規定する申請書の審査及び結果の通知並びに更新後の認定証の有効期限については、第 8 条から第 10 条までの規定を準用する。

（認定の取消し）

第 14 条 局長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該認定事業者に対する認定を取り消すことができる。

- (1) 認定基準に適合しなくなったとき。
 - (2) 遵守義務を履行しないとき。
 - (3) 患者等搬送業務実施中、重大な事故を発生させたとき。
 - (4) 社会通念上、認定事業者としてふさわしくない行為又は事故を発生させたとき。
- 2 局長は、認定を取り消したときは、認定事業者へ患者等搬送事業認定取消通知書（第13号様式）を交付するものとする。

（認定の失効）

第15条 認定は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その効力を失う。

- (1) 道路運送法に定めるところにより国土交通大臣の免許が取り消され、又は失効したとき。
- (2) 患者等搬送業務を廃止したとき。
- (3) 認定証の更新申請をせず、認定証の有効期限が満了したとき。

（認定証等の返納）

第16条 認定事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、認定証等を局長に返納しなければならない。

- (1) 認定が取り消されたとき。
- (2) 認定が失効したとき。
- (3) 認定証の再交付を受けた後において、亡失した認定証を発見したとき。

第4章 乗務員の講習

（乗務員の講習）

第17条 局長は、患者等搬送業務に必要な知識及び技術を乗務員が修得し、それを維持させるため、次に掲げる講習を実施するものとする。

- (1) 患者等搬送乗務員資格取得講習
- (2) 患者等搬送乗務員資格取得講習（車椅子専用）
- (3) 患者等搬送乗務員定期講習（以下「定期講習」という。）

2 局長は、前項に掲げるもののほか、次に掲げる者に対し、患者等搬送乗務員資格取得補充講習（以下「補充講習」という。）を実施するものとする。

- (1) 日本赤十字社が行う応急処置に関する講習を修了した者
- (2) 応急手当普及員講習を修了した者

3 局長は、前2項に掲げる講習（以下「講習」という。）ごとに年間実施計画及びその細部要領を作成し、講師を指名するものとする。

4 講習の実施回数、講習内容、講習時間及び効果測定の内容は、別表第6のとおりとし、別に指定する講習用テキスト及び教材を使用するものとする。

5 講習を受講しようとする者は、講習を実施する日の1週間前までに、資格取得講習等

受講申込書（第 14 号様式）により警防部救急課へ申し込む。

6 局長は、患者等搬送乗務員資格取得講習又は患者等搬送乗務員資格取得講習（車椅子専用）（以下「資格取得講習」という。）及び補充講習を実施したときは、その知識及び技術について効果測定を行い、80パーセント以上の得点を収めた者を講習の修了者とする。

7 局長は、資格取得講習の受講者を、患者等搬送乗務員資格取得講習受講者名簿（第 15 号様式）に記録するものとする。

8 局長は、補充講習の受講者を、患者等搬送乗務員資格取得補充講習受講者名簿（第 16 号様式）に記録するものとする。

9 局長は、定期講習の受講者を、患者搬送乗務員定期講習受講者名簿（第 17 号様式）に記録するとともに、次条第 1 項に掲げる適任証に実施年月日等を記録するものとする。
（適任証の交付）

第 18 条 局長は、資格取得講習を修了した者に対し、患者等搬送乗務員適任証（第 18 号様式）又は患者等搬送乗務員適任証（車椅子専用）（第 19 号様式）（以下「適任証」という。）を交付するものとする。

2 局長は、資格取得講習修了者と同等以上の知識及び技術を有すると認める者（以下「特例認定者」という。）として次の各号のいずれかに該当する者に対し、適任証を交付することができる。

(1) 消防法施行令第 44 条に規定する救急業務に関する講習課程を修了した者

(2) 補充講習を受講した者

(3) 前 2 号に掲げる者と同等以上の知識及び技術を有すると局長が認める者

3 特例認定者として適任証の交付を受けようとする者は、特例認定者申請書（第 20 号様式）により、局長に申請するものとする。

4 局長は、適任証を交付した者を資格取得講習修了者等原票（第 21 号様式）に記録するものとする。

（適任証の携帯）

第 19 条 乗務員は、患者等搬送業務に従事するときは、適任証を携帯するものとする。

（適任証の有効期限）

第 20 条 適任証の有効期限は、適任証の発行日から起算して 2 年とする。ただし、定期講習を受けた場合は、当該講習を受けた日から起算して更に 2 年有効とし、それ以降についても同様とする。

（適任証の再交付）

第 21 条 適任証の交付を受けている者が、その適任証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、適任証再交付申請書（第 22 号様式）により、局長に適任証の再交付

を申請し、再交付を受けるものとする。

第5章 雑則

(特異事案の報告)

第22条 認定事業者は、患者等搬送業務を実施中、次の各号のいずれかに該当する事案を扱ったときは、特異事案報告書（第23号様式）により、速やかに局長に報告するものとする。

- (1) 患者等を搬送中に当該患者等の容態に変化があり、応急手当を実施したとき。
- (2) 患者等を搬送中に当該患者等の容態に変化があり、救急隊の出動を要請し、又は当初予定していた収容先以外の医療機関等に収容したとき。
- (3) 患者等を搬送中に交通事故等を発生させたとき。
- (4) その他報告が必要と認められる事案が発生したとき。

(認定事業者に対する指導)

第23条 局長は、認定事業者に対し、認定基準及び遵守義務に基づく内容の履行状況を適宜調査するものとする。

(報告)

第24条 消防署長（消防分署長を含む。）は、患者等搬送事業者からの要請により救急業務を行った場合は、局長に速報するものとする。

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(関係通達の廃止)

- 2 民間による患者等搬送事業に対する指導及び認定に関する要綱の細部事務処理要領（平成10年12月18日発消救第30号）は廃止する。

別表第 1（第 4 条関係）

積 載 資 器 材

分 類	品 名
呼 吸 循 環 管 理 用 資 器 材	手動式人工呼吸器又はポケットマスク 電動式吸引器
創 傷 等 保 護 用 資 器 材	三角巾 包帯 絆創膏 ガーゼ タオル
保 温 ・ 搬 送 用 資 器 材	担架 まくら 保温用毛布 敷物
消 毒 用 資 器 材	噴霧消毒器 消毒薬
そ の 他 の 資 器 材	はさみ ピンセット 感染防止用手袋（使い捨て手袋） 感染防止用マスク 膿盆（汚物入れ） 体温計

別表第 2（第 4 条関係）

消 毒 の 実 施 要 領

	特 性	適応濃度・消毒要領	注意事項・保守管理
消毒用エタノール	・最初の数秒間で強力に殺菌。 ・そのまま使用可能。 ・毒性は低い。	・手指、皮膚及び資器材は、消毒液を浸み込ませた滅菌ガーゼ等で清拭する。 ・器具類は消毒液の中に 10～30 分浸漬する。	・希釈しないで使用する。 ・蒸気の吸引に注意する。 ・血液等が付着している場合は、十分洗い落としてから使用する。 ・直射日光を避け、密栓して保管する。 ・火気を避ける。
クレゾール石けん液	・結核菌及び汚物等有機物の存在下でも有効。 ・皮膚刺激及び強い臭気を有する。	・手指、皮膚の消毒 0.5～1% ・患者等搬送用自動車内、積載資器材 0.5～1% ・排泄物等で汚染されたものの 1.5% ・手指、皮膚は消毒液に浸して洗う。 ・患者等搬送用自動車内及びストレッチャー等は、消毒液を浸み込ませた布片で清拭する。	・濃厚液が皮膚に付着した場合には、直ちに拭き取り石けん水と水でよく洗い流す。 ・ウイルスに対しては無効 ・塩化ベンザルコニウムとの併用は、双方の殺菌力が相殺されるので併用を避ける。 ・直射日光を避け、密栓して保管する。
塩化ベンザルコニウム	・結核菌に対しては効果がなく、血液汚物等の存在下では著しく効果が減じる。	・手指、皮膚の消毒 0.05～0.1% ・患者等搬送用自動車内、積載資器材の消毒 0.1% ・手指、皮膚は消毒液に浸して洗う。 ・患者等搬送用自動車内及びストレッチャー等は、消毒液を浸み込ませた布片で清拭する。	・結核菌、吐物、尿便に対しては効果がなく使用しない。 ・クレゾール石けん液との併用は避ける。 ・血液等が付着している場合は、十分に洗い落としてから使用する。 ・遮光した密栓容器で保管する。

次亜塩素酸ナトリウム	・塩素の悪臭がある。 ・ウイルスに有効であるが、結核菌に対しては効果がない。	・手指、皮膚の消毒0.01～0.05% ・患者等搬送用自動車内、積載資器材0.02～0.05% ・HBウイルスに汚染した場合1% ・手指、皮膚は消毒液に浸し、その後流水と石けんで十分洗浄する。 ・患者等搬送用自動車内及びストレッチャー等は、消毒液を浸み込ませた布片で清拭する。 ・HBウイルスに汚染した器具類は、消毒液の中に10～30分間浸漬する。	・血液等が付着している場合は、十分に洗い落としてから使用する。 ・金属を腐食させるので器具等を使用する場合には注意する。 ・濃厚液が皮膚に付着した場合には、直ちに拭き取り、石けん又は水でよく洗い流す。 ・蒸気は呼吸器を刺激するので、吸入しないように注意する。 ・遮光し、密栓して25℃以下で保存する。 ・有効期限内に使用する。
-------------------	---	---	--

備考1 搬送用自動車内で、水漏れを避けなければならない場所は、消毒剤による清拭を行うものとする。

2 消毒実施時には、感染防止用手袋（使い捨て手袋）を着装すること。

別表第 3（第 5 条関係）

認 定 基 準
1 乗務員は、18 歳以上の者で、患者等搬送乗務員適任証の交付を受けている者であること。 2 患者等搬送用自動車は、次に掲げる構造及び設備を有するものであること。 (1) 患者等を収容する部分は、次のとおりであること。 ア ストレッチャー又は車椅子を 1 台以上収容することができ、かつ、乗務員が業務を実施するために必要な容積を有すること。 イ 室内の高さは、業務を行うのに支障のないものであること。 (2) 乗車定員は、4 名以上であること。 (3) 十分な緩衝装置を有するものであること。 (4) 換気及び冷暖房の装置を有するものであること。 (5) ストレッチャー、車椅子等は、車体に確実に固定できる構造であること。 (6) 車椅子のみを固定できる自動車については、車椅子の乗降を容易にするための装置を備えていること。 (7) ストレッチャーは、長さ 1.9 メートル以上、幅 0.5 メートル以上のもので、患者等固定用ベルトを有するものであること。 (8) 携帯が可能な通信機器等、連絡に必要な設備を有していること。 3 患者等搬送用自動車は、サイレン又は赤色灯を装備するなどの救急自動車と紛らわしい外観を呈していないこと。 4 パンフレット等の事業案内には、乗務員が消防機関の救急隊員と同等の活動ができると誤解を招く表現は避けること。 5 患者等搬送用自動車の車体には、患者等搬送用自動車である旨の表示がされていること。 6 患者等搬送用自動車には、応急手当に必要な資器材等を備えていること。 7 消毒実施記録表が、患者等搬送用自動車内の見やすい場所に掲出されていること。 8 乗務員の服装は、消防機関の救急隊員の服装と紛らわしいものを避けるとともに、患者等搬送業務にふさわしいものとする。 9 道路交通法に定める国土交通大臣の免許等を取得していること。

別表第4（第5条関係）

遵 守 義 務
1 生命の危険又は症状の悪化が予測され、緊急に医療機関その他の場所へ搬送しなければならないと認められる患者等は、搬送の対象としないこと。 2 患者等の搬送に当たっては、症状の悪化の防止に万全の配慮をするとともに、搬送途上において症状が悪化し、緊急やむを得ないと認める場合は、必要な応急手当を実施すること。 3 次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに消防機関に通報するものとする。この場合において、患者等の所在、状態、既往症及びかかりつけの医療機関等知り得た情報を併せて消防機関に通報すること。 (1) 搬送要請時の依頼内容、症状の聴取結果から緊急に医療機関へ搬送する必要があると判断したとき。 (2) 搬送要請場所に到着後、患者等の症状等から緊急に医療機関へ搬送する必要があると判断したとき。 (3) 患者等の搬送途上において、症状が悪化し、緊急に医療機関へ搬送する必要があると判断したとき。 4 患者等搬送用自動車1台につき2人以上の乗務体制をとること。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、乗務員を1人とすることができる。 (1) 車椅子のみを使用するとき。（搬送中に容態急変の可能性が高い場合等を除く。） (2) 乗務員以外に医師、看護師又は救急救命士が同乗するとき。 (3) 退院のとき。 (4) 医師により事前に入院日が指定されているとき。 (5) 医師の指示による転院及び定期的な通院のとき。 (6) 社会福祉施設、保養施設等への送迎のとき。 5 患者等搬送業務に従事する場合は、患者等搬送乗務員適任証又は患者等搬送乗務員適任証（車椅子専用）を携帯すること。 6 患者等搬送用自動車及び積載資器材等は、適切に整備を行い、清潔に保つこと。 7 患者等の搬送に当たっては、患者等に対し患者等固定用ベルトを装着させるなど、安全に搬送するための措置を講ずること。 8 乗務員に対し、患者等の安全搬送に関する知識及び技術の向上に努めさせること。 9 乗務員には、2年に1回以上、患者等搬送乗務員定期講習を受けさせること。 10 患者等搬送自動車及び積載資器材の消毒を確実に実施すること。 11 患者等搬送用自動車及び積載資器材の消毒は、次に掲げるところによるものとする。 (1) 定期消毒 毎月1回以上 (2) 使用後消毒 毎使用後 12 医師から消毒について特別に指示があった場合は、その指示に基づき消毒を実施する

こと。

13 患者等搬送中において、次の各号のいずれかに該当する場合は、消防局長に報告すること。

- (1) 患者等を搬送中に当該患者等の容態に変化があり、応急手当を実施したとき。
- (2) 患者等を搬送中に当該患者等の容態に変化があり、救急隊の出動を要請し、又は当初予定した収容先以外の医療機関等に収容したとき。
- (3) 患者等を搬送中に交通事故等を発生させた場合で、救急隊の出動を要請し、又は当初予定した収容先以外の医療機関等に収容したとき。
- (4) その他報告が必要と認められる事案が発生したとき。

14 患者等搬送事業認定申請書の内容を変更した場合は、局長に届け出ること。

15 認定証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損した場合は、局長に届け出ること。